ももの木かしわざきグループホーム和奏
指定認知症対応型共同生活介護 運営規程

この運営規定において、株式会社スワローが開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所ももの木かしわざきグループホーム和奏において、適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条　喪失感や孤立感により、自分の世界を閉ざしがちな認知症高齢者のご利用者に対して、「自信」と「喜び」を感じることができる環境と介護サービスを提供する。

ももの木かしわざきグループホーム和奏（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ① 家庭的な雰囲気をつくる

② これまでの暮らし方の継続を支援する

③ 生きることに希望の持てるかかわりを行う

指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

4 共同生活住居における介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

6 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 事業所は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称　　ももの木かしわざきグループホーム和奏 (2)所在地　　新潟県柏崎市元城町1－46－2

（職員の職種、人員及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

2 管理者 1名（常勤） 事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

3 計画作成担当者 1名（常勤）

利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する小規模多機能型居宅介護事業所や嘱託医等の関係機関との連絡・調整に当たる。

4 介護職員6名以上

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って援助を行う。

（利用定員）
第5条 事業所の利用定員は、9名1ユニットとする。

（介護の内容）
第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。
① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助　② 日常生活上の援助　③ 日常生活の中での機能訓練
④ 健康チェック、相談、援助

（利用料等）
第7条 事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、法定代理受領分については介護報酬告示上の額の1割とし、法定代理受領分以外については介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。（サービス提供体制加算　処遇改善加算　医療連携体制加算等加算額を含む）
① 食材料費　1，700円／日　参考 30日の場合は51，000円／月額
② 家賃　1，400円／日　参考 30日の場合は42，000円／月額
③ 共益費　300円／日　参考 30日の場合は 9，000円／月額
④ 水道光熱費　600円／日　参考 30日の場合は18，000円／月額
⑤ 寝具等備品に関するレンタル又はリース料金　個別の備品により料金を定める
⑤ 理美容代　実費負担
⑥ おむつ代　実費負担
⑦ 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要な費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用
2 入居にあたって入居一時金が、初回請求時100,000円かかります。入居から2ヵ年が経過すると返却されませんが、2ヵ年以内の途中退所される場合は日割り計算で返却するものとする。

3 前項の費用を伴うサービスを提供する際には、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者又は家族の同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（介護計画の作成）
第8条
認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

（入退居に当たっての留意事項）
第9条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
② 自傷他害のおそれがないこと。
③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
④ 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
⑤ 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（緊急時における対応方法）
第10条 職員は、指定認知症対応型共同生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければ

ならない。

（非常災害対策）
第11条　事業所は非常災害に備えるため、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に（年2回）避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
2 事業所は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄を少なくとも3日分整備することとする。（備蓄の管理はリストを作成する）

（非常災害時における地域との連携）
第12条　地域密着型の事業の運営にあたり、非常災害時における地域との連携を行なうためにも常に地域との交流をはかるものとする。

（業務継続計画の策定等）
第13条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生時の対応）
第14条　事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じなければならない。

（損害賠償）
第15条　事業所は、その責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じることがある。

（サービスの提供記録の記載）
第16条
1　認知症対応型共同生活介護を提供した際、その提供日数及び内容、当該認知症対応型共同生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記録する。
2 提供した具体的なサービス内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

（個人情報の保護）
第17条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2 事業所が得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う認知症対応型共同生活介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（秘密保持）

第18条
事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 事業所は、退職した職員が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
3 事業所は、居宅介護支援事業所等関係機関に対して、利用者に対する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

（苦情等の処理）
第19条
事業所は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情又は要望、若しくは相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。
2 事業所は、その提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力しなければならない。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告しなければならない。
3 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報告しなければならない。

（衛生管理等）
第20条
事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装 置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図る。
②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施する。
④ 感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関等や医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修又は訓練に年1回以上、参加する。
⑤ 3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けるものとする。

（協力医療機関等）
第21条
事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状急変時の対応等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定め、実効性のある連携体制を構築する。
2 協力医療機関を定めるにあたっては、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療 機関であり、以下の要件を満たさなければならない。
①平時からの連携体制を常時確保する。
②利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保していること。
③診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
④年1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状急変時等における対応を確認するとともに、 当該医療の名称等について、当事業所の指定権者に提出していること。
⑤入院調整と入院時の生活支援上の留意点等の情報を提供する。
⑥利用者が入院した後、病状が経過し、退院が可能となった場合においては、 速やかに再入居させることができるように努めること
3 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

4 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。（第二種協定指定医療機関）

第22条

事業所は、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興 感染症発生時の対応（相談、診療、入院の要否判定、入院調整等）を迅速に行うことができる体制 の確保に努めるものとする。

（掲示）

第23条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

（虐待防止に関する事項）

第24条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に（隔月）開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための定期的な（年2回以上）研修の実施

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第25条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 緊急やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態で あることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を 記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の、記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取り扱いにより行うものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることとする。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが できるものとする。）を2月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年に2回以上）に実施する。

（運営推進会議）

第26条

認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族 地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成する。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（通常の事業の実施地域）

第27条 通常の認知症対応型共同生活介護サービスの実施地域は、柏崎市内とする。

（暴力団排除に関する規定）
第28条　柏崎市暴力団排除条例（平成24年柏崎市条例第56号）第3条に規定する基本理念にのっとり、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないなどの暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じる不当な影響を排除するものとする。

（地域包括支援センターとの連携）
第29条　地域密着型の事業の運営にあたり、運営推進会議等を通じて地域包括支援センターとの連携に努めるものとする。

（従業者の研修）
第30条　事業者は、全ての従業者に対し、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。
(1)年間計画表に基づいて、(事故防止・感染症・ハラスメント・虐待・接遇・スキルアップ等)の研修を行う。

（短期利用共同生活介護）
第31条　当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。
2　短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活居住につき1名とする。
3　短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
4　短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
5　入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

（短期利用共同生活介護の利用料）
第32条　事業所が提供する短期利用共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示の額とする。なお、法定代理受領サービスの場合その1割とする。ただし、次に掲げる項目について別に利用料金の支払いを受ける。

①　家賃　　3，000円/日
②　食費　　1，700円/日

2　前項の費用を伴うサービスを提供する際には、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者又は家族の同意を得る。併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（入退去に当たっての留意事項）
第33条　短期利用共同生活介護の利用者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
①　少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
②　自傷他害のおそれがないこと。
③　常時医療機関において治療をする必要がないこと。
2　入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
3　短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（改正の手続き）

第34条 この規程改正の手続きは、総合施設長と協議の上、運営主体の代表取締役の承認を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成24年 3月 1日から施行する。
2 一部修正し、平成25年 9月 1日から施行する。
3 一部修正し、平成27年 4月 1 日から施行する。
4 一部修正し、平成29年10月 1日から施行する。
5 一部修正し、平成29年11月 1日から施行する。
6 一部修正し、平成30年 5月 1日から施行する。
7 一部修正し、令和元年 10月 1日から施行する。
8 一部修正し、令和 6 年 4月 1日から施行する。